

■ 一戸町地域防災計画について

一戸町地域防災計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、一戸町防災会議が作成する計画で、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項をとりまとめた、町の防災・減災対策全般の基本となる計画です。

災害による被害の軽減を図り、住民の生命と財産を保護するため、町、県、各防災関係機関及び住民や事業者等が相互に協力し、防災行政を強力に推進していくことを目的としています。

関係法令や国の防災基本計画、県の地域防災計画の見直し、既往災害の教訓等を踏まえ、修正しています。

1. 修正のポイント

国、県、防災関係機関の関連計画や関係法令等の改正や修正内容を反映しています。

(1) 新たな防災気象情報の運用開始に伴う主な修正

- 警報・注意報等情報におけるレベル付記に関する事項
- 警戒レベル4相当の危険警報に関する事項
- 土砂災害に関する情報の変更に関する事項

(2) 岩手県地域防災計画の修正内容との整合

- 避難所環境の改善に関する事項
- 防災DXの推進に関する事項
- 林野火災注警報及び林野火災注意報に関する事項
- 避難時の暑さ・寒さ対策の推進に関する事項
- 広域防災拠点活動計画に関する事項

2. 修正箇所

上記の修正ポイントを踏まえた主な修正内容、修正箇所は以下のとおりです。

(1) 新たな防災気象情報の運用開始に伴う主な修正

- 新たな防災気象情報の運用に伴い、「レベル3〇〇警報」、「レベル4〇〇危険警報」「レベル5〇〇特別警報」表記への修正 【本編 第2章 第15節 p1-2-54 他、多数】
- 新たな防災気象情報の運用に伴う、気象予報・警報等の伝達計画への修正 【本編 第3章 第2節 p1-3-20 他、多数】

①新たな防災気象情報

避難情報（警戒レベル）				防災気象情報（警戒レベル相当情報）					
警戒 レベル	状況	住民が とるべき行動	行動を促す 情報 (避難情報等)	市町村は、 警戒レベル 相当情報 などを参考に、 総合的に 避難指示 等の発令を 判断する	警戒 レベル 相当 情報	河川氾濫		土砂災害	高潮
						洪水予報河川	水位周知河川	急傾斜地の がけ崩れや土石流	海水面上昇や 波の打上げによる浸水
						河川ごと		市町村ごと	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保		5 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫発生情報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
<警戒レベル4までに必ず避難！>									
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示		4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難		3 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	レベル2大雨・ 土砂災害・氾濫・ 高潮注意報		2 相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報		1 相当	早期注意情報			

※出典：気象庁ホームページ

（２）岩手県地域防災計画の修正内容との整合

○ 防災DXの推進に関する事項

【本編 第2章 第6節の2 p1-2-27 他】

○ 避難所環境の改善・避難時の暑さ・寒さ対策の推進

【本編 第2章 第6節の2 p1-2-27 他】

○ 林野火災注警報及び林野火災注意報に関する事項

【本編 第2章 第17節 p1-2-62 他】

○ 広域防災拠点活動計画に関する事項

【本編 第3章 第30節他】

（３）その他の修正

その他の見直しとして、次の修正を行いました。

○ 町の組織改編の反映：

- － 「総務部」、「政策企画部」の「企画総務部」への統合
- － 「建設部」、「産業部」の「産業建設部」への統合
- － 「健康子ども課」の「健康づくり課」、「こどもえがお課」への再編

○ 町の災害警戒本部、町の災害対策本部においても上記の修正を反映

以上